

広島大学における授業料の納付方法の改善（あっせん）

～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

中国四国管区行政評価局は、下記の行政相談を受け、広島大学及び他の国立大学、私立大学における授業料の納付方法の実情を調査するとともに、民間の有識者を構成員とする当局の行政苦情救済推進会議（座長：川内広島修道大学教授）に諮り、「振込の指定金融機関が地方銀行1行のみというのは利用者サービスの面から改善の余地がある」等の意見を踏まえて、平成25年3月22日、広島大学にあっせんしました。

◎行政苦情救済推進会議とは

当局に寄せられた行政相談事案のうち、様々な視点から検討を加えることが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立的かつ的確な処理を推進するために、昭和61年に設置（委員9名）し、今回、第79回の会議を開催。

【本件のきっかけとなった行政相談】

私は九州地方に在住しているが、子どもが在学している広島大学は、授業料の納付方法として振込方式しか認めていないため、授業料を納付の都度、金融機関に出向かなければならない上に、同大学が指定金融機関としている広島銀行が県内にないこともあって、振込手数料840円を負担しなければならない。このため、私は、少しでも手数料の負担を減らすため、前期と後期の授業料1年分をまとめて納付している。

他の多くの国立大学では、口座振替方式による納付方法をとっているため、納付の都度、金融機関に行く必要はなく、振替手数料も無料であると聞いている。広島大学でも口座振替方式により授業料を納付できるようにしてほしい。

【制度の概要、調査結果】

- 広島大学では、授業料の納付方法について、平成16年度までは複数の地方銀行等を指定金融機関とする口座振替方式を採用していたが、平成17年4月から広島銀行を指定金融機関とする振込方式に変更している。
その理由について、i) 国立大学の法人化（平成16年4月）に伴い、民間的経営手法を取り入れ、私立大学の例を参考に費用対効果を勘案した結果、振込方式が妥当と判断したものであること、ii) 口座振替方式を採用した場合、当大学の指定金融機関に口座を持たない学生が生じるため、振込方式も併せて採用せざるを得なくなることを挙げている。
- 全国86国立大学のうち76大学については、ホームページにより授業料の納付方法が確認でき、このうち口座振替方式を採用しているものが72大学（94.7%）、振込方式を採用しているものが広島大学を含む4大学（5.3%）となっている。

このように大半の国立大学が口座振替方式を採用している理由について、一般社団法人国立大学協会は、国立大学が法人化（平成16年4月）される以前（国の機関であったとき）には、会計法上、国の機関に直接、現金を振り込む方法がなく、振込方式がとれなかったため、口座振替方式を採用しており、それが現在まで継続していることによるのではないかと説明している。

一方、抽出した全国の私立大学13校における授業料の納付方法をみると、国立大学とは逆に、振込方式を採用しているものが11大学（84.6%）と大半を占めており、口座振替方式を採用しているものは2大学（15.4%）と少数である。

- 今回、広島大学及び抽出した21大学（国立大学8校、私立大学13校）における授業料の納付方法等について調査した結果、次のとおり、指定金融機関が地方銀行の1行のみで、かつ授業料を納付する学生又は保護者（以下「学資負担者」という。）の手数料負担を減免する措置を講じていないのは広島大学のみである。

<口座振替方式>（7大学）

口座振替方式を採用している7大学（国立大学5校及び私立大学2校）における指定金融機関の状況をみると、i）口座振替を収納代行業者に委託し、全国のほぼ全ての金融機関を利用できるようにしている大学（国立大学1校、私立大学2校）がある一方で、ii）大学が直接特定の金融機関と振替契約を結び、指定金融機関を数行に限定している（いずれも全国に窓口がある「ゆうちょ銀行」を指定金融機関に含めている。）大学（国立大学4校）がみられる。

また、いずれの大学においても、口座振替手数料を大学又は銀行が負担しており、学資負担者に負担させているところはない。

<振込方式>（15大学）

振込方式を採用する15大学（国立大学4校及び私立大学11校）について、指定金融機関の本支店又はATMを利用して振り込む場合における振込手数料の負担の有無を調査したところ、13大学では、大学又は銀行が振込手数料を負担するため、学資負担者はこれを負担する必要がないが、広島大学ほか1大学の2大学では、学資負担者が振込手数料を負担しなければならない。

また、15大学における指定金融機関数をみると、13大学は複数の銀行（都市銀行やゆうちょ銀行等）を指定金融機関としているため、県外からも指定金融機関を通じて指定口座に振り込むことが容易である一方、広島大学ほか1大学の2大学は1銀行のみであり、しかも広島大学の指定金融機関は地方銀行（広島銀行）であるため、全学生の約7割を占める県外出身の学生の多くは他行からの振込みで手数料が割高となるおそれがある。

（注）銀行の振込手数料については、振込先の銀行口座と同一銀行の本支店又はATMから振り込む場合と他行から振り込むとは金額が異なり、前者の方が安くなる。

例えば、他行の窓口（現金）で広島銀行の口座に振り込む場合の手数料は840円であるが、広島銀行の本支店から現金で振り込む場合の手数料は525円と低い。なお、ゆうちょ銀行が指定金融機関であった場合、郵便局からの振込手数料は140円である。

さらに、振込者が所持する金融機関の口座から、同一金融機関の振込先に、ATMでキャッシュカード払い又はインターネットバンキングで振り込めば、無料であるケースが多い。

【あっせん内容】

広島大学は、授業料の納付方法について、学資負担者の経済的負担の軽減及び利便性の向上を図る観点から、次のいずれかの措置を講ずる必要がある。

- ① 口座振替方式の採用について検討し、同方式を採用する場合には、県外の学資負担者も利用しやすいように、学生の出身県に窓口を持つ金融機関からの口座振替が可能となる措置を講ずること
- ② 振込方式を継続する場合には、広島県の地方銀行に加え、学生の出身県にも窓口を持つ金融機関を指定口座に加えるとともに、学資負担者の振込手数料の減免の措置を講ずることについて検討すること

総務省 中国四国管区行政評価局

